

2015年7月29日

## 少額短期保険ハウスガード株式会社 オーナー様向け新商品： 賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」を販売開始

大東建託グループの大東建物管理が100%出資して設立した少額短期保険ハウスガード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：加科 真）は、オーナー様に安心して賃貸住宅経営を行っていただけるよう、オーナー様向けの保険：賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」を2015年8月3日から販売を開始いたしますのでお知らせします。

### ■オーナー様の安定経営を支援

少額短期保険ハウスガード株式会社は、2014年9月に設立して以来、大東建託グループが管理する賃貸住宅の入居者様向けに、安心して暮らしていただくための総合保険「リバップガード」を提供してきました。

この度、オーナー様に安心して賃貸住宅経営をしていただくための保険：賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」を8月3日から販売開始いたします。

高齢化社会に向け、今後、一人暮らしの高齢者が増加することが予想されます。これにより、お部屋の中でご入居者様がお亡くなりになるなどの万が一の事態や、火災や水害などの自然災害による家賃の損失（地震を除く）に備え、オーナー様を賃貸住宅の被害から守る補償保険です。

### ■「オーナーズガード」補償内容

大東建託グループがオーナー様と結ぶ35年一括借上は、空室の発生に関わらず一定の賃料をオーナー様にお支払いしますが、自然災害等により入居者斃命ができない状態になった場合は、その部屋の賃料は支払われません。今回販売される賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」は、その家賃損失を補償する保険で、保険期間は2年、加入対象者は大東建託グループが管理する物件のオーナー様です。

また、大東建託グループの管理物件以外のオーナー様向けにも同様の新商品を販売いたします。

#### ① 家賃補償

次のいずれかの事故により、賃貸住宅が損害を受け、その復旧期間中に家賃の損失が生じた場合、最大6か月分の家賃を補償します。



#### ② 入居者死亡費用補償

##### 修理費用保険金

お部屋の中で入居者様がお亡くなりになり、お部屋に損害が生じ、オーナー様が修理をし、費用が発生した場合、以下を限度として保険金をお支払いします。

##### 遺品整理費用保険金

お部屋の中で入居者様がお亡くなりになり、オーナー様が自己の負担において遺品を整理した場合、以下を限度として保険金をお支払いします。

##### 事故時諸費用保険金

修理費用保険金が支払われる場合に、修理費用以外に発生する費用に対して、以下の通り保険金をお支払いします。

（次のページへ続く）

## 【主な特徴】

- 賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」は入居者死亡費用と災害による家賃損失を補償する単独の商品です。

補償の種類	補償の内容	お支払い限度額
入居者死亡費用補償 ・ 修理費用保険金 ・ 遺品整理費用保険金 ・ 事故時諸費用保険金	入居者死亡による賃貸住宅の修理費用を補償 入居者死亡による遺品整理費用を補償 入居者死亡による上記以外の費用や家賃損失を補償	100万円 50万円 50万円
家賃補償保険金	水災・風災や火災等による損害の復旧期間に生じた家賃損失を補償	家賃 6ヶ月分

- オーナー様のニーズに合わせて次の3つのプランの中からお選びいただけます。
  - ・ 総合補償プラン（入居者死亡費用補償+家賃補償）
  - ・ 入居者死亡費用補償プラン
  - ・ 家賃補償プラン
- 大東建託グループが管理する物件のオーナー様については、保険料が毎月支払われる賃料からの差し引きとなりますので、支払いの手間がありません。

## ■少額短期保険ハウスガード株式会社

会 社 名 : 少額短期保険ハウスガード株式会社  
所 在 地 : 東京都港区港南2丁目16-1  
代 表 者 : 代表取締役社長 加科 真  
事業内容 : 少額短期保険業  
登録年月日 2014年9月18日 関東財務局長（少額短期保険）第66号  
資 本 金 : 5億円（資本準備金含む、大東建物管理株式会社100%出資）



以上